

第6章 重点対策エリアの設定

6.1 エリアの分割

浸水要因等を詳細に分析できるよう、市内全域を「浜松市川づくり計画」で定めた14ブロックから、下記の基準により143のエリアへ分割しました。このうち都市計画区域を含む132エリアを計画対象エリアとし評価を行います。

この132エリアのうち、特に重点的に雨水対策を実施すべきエリアを重点対策エリアに、局所的な浸水害軽減対策を実施しながら被害軽減、早期復旧を図る体制を構築するエリアを一般対策エリアに位置づけます。

<エリア分割の基準>

- 主な準用河川及び主要都市下水道流域を基本単位とします
- 浸水要因が単独流域でない場合、対策を講じる範囲を1エリアとします
- 準用河川流域に属さない空白域は下水道排水区を基本単位とします

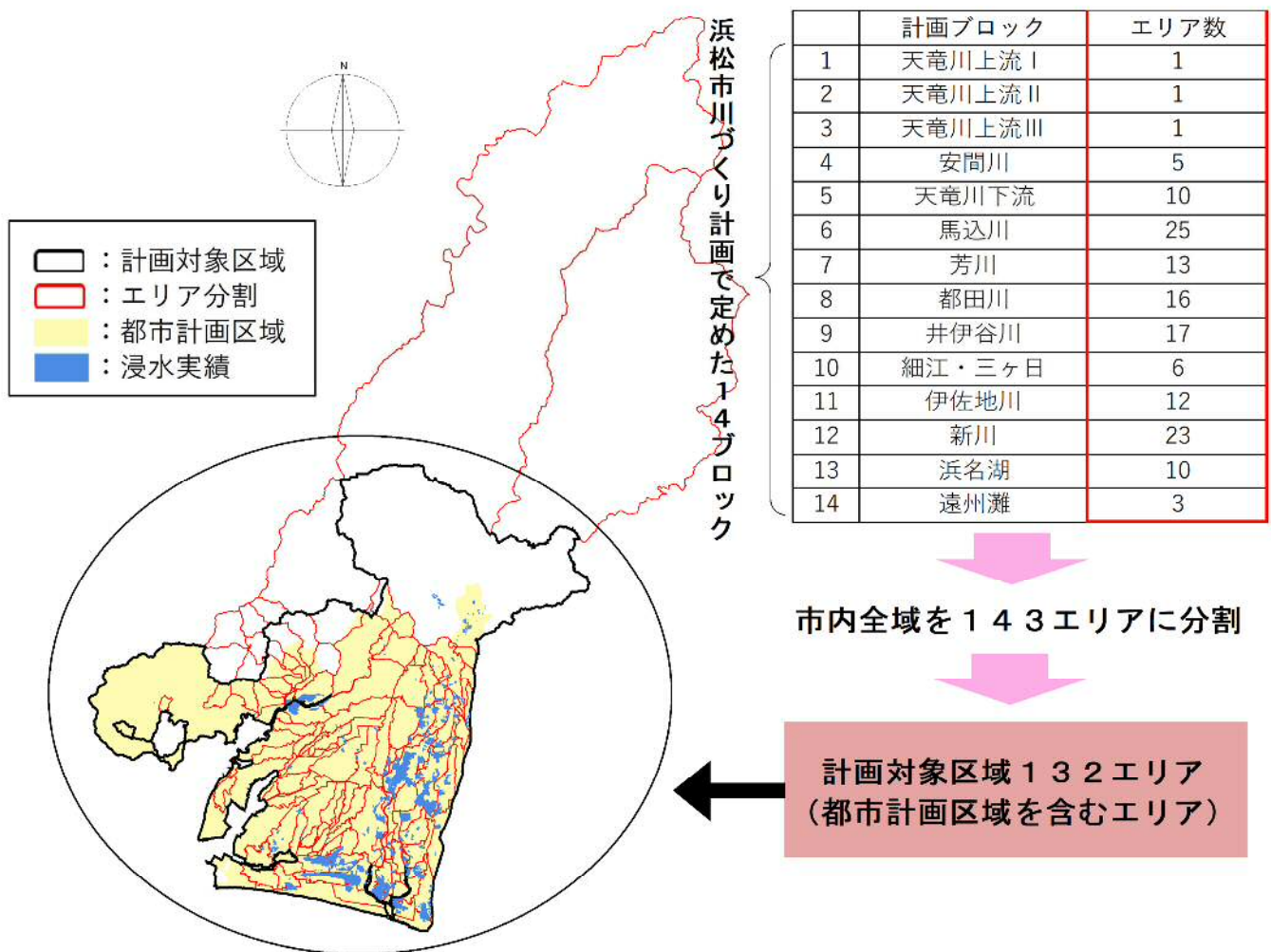


図 エリア分割図

6.2 エリアの評価

評価は、浸水被害の発生状況等の「浸水リスク」と、人口や公共施設など保全すべき資産の集積状況「保全資産損害リスク」の2つのリスクを用います。

浸水リスクは、家屋浸水被害の発生状況だけでなく、浸水被害の実績のない箇所でも河川が氾濫した際のリスクも考慮した事前防災を見込みます。

保全資産損害リスクは、人口や公共施設など保全すべき資産の集積状況から想定する、被害を受けた場合の社会的影響の大きさを考慮しました。

表 評価指標・評価項目

指標	種別	評価項目
浸水リスク	浸水被害の発生状況	破堤氾濫リスク※1 床上・床下浸水実績
	主要排水施設の治水安全度	雨水排水施設の未整備率
保全資産損害リスク	資産・人口の集積状況、重要施設	市街化区域 人口密度 都心機能集積ゾーン※2 鉄道駅 緊急輸送路 防災拠点※3 災害時要援護者関連施設※4 地下の利用※5

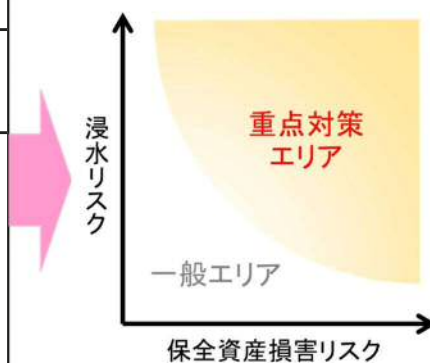


図 評価方法の概念

- ※1 破堤氾濫リスク : 過去13年間の降雨で、築堤部での越水氾濫が発生した、またその恐れがある河川及びエリア
- ※2 都心機能集積ゾーン : 浜松市都市計画マスタープラン2010-2030“に定めた「都市の中心として、商業・業務、学術・文化、居住、情報、娯楽、行政などの高次な都市機能の集積を図るゾーン」
- ※3 防災拠点 : 災害本部、避難所・応急救護所等
- ※4 災害時要援護者関連施設 : 高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などに関する施設
- ※5 地下の利用 : 浜松駅北口地下広場、道路横断用地下道などの地下利用

6.3 重点対策エリアの設定

先の評価指標・評価項目に基づき評価を実施した結果、評価の高い15エリアを「重点対策エリア」に位置づけました。また、その他のエリアについては、「一般エリア」に位置づけました。なお、評価には令和5年6月までの豪雨による浸水被害も考慮しています。

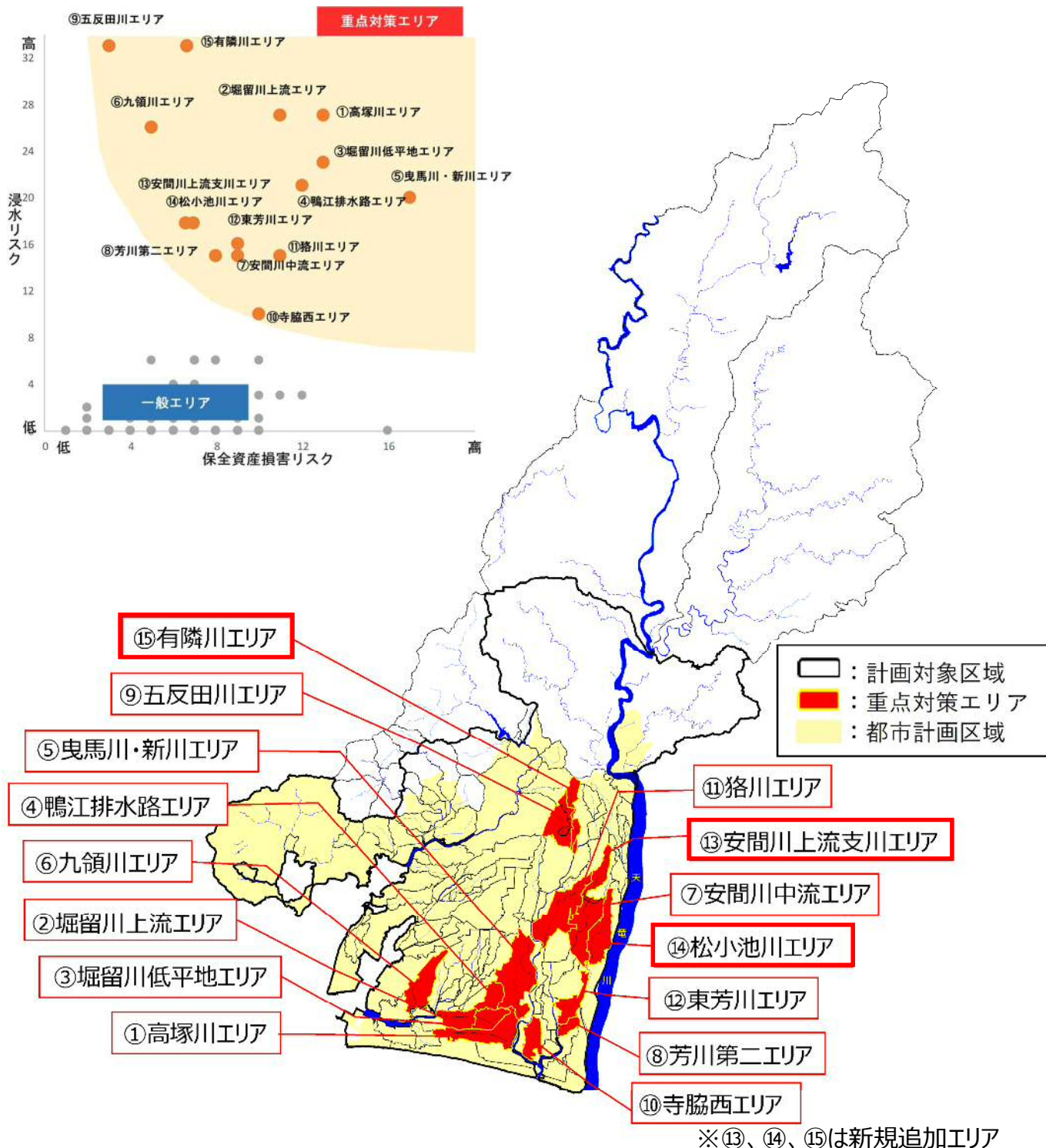


図 重点対策エリアの位置